

【各論】  
『土芥寇讎記』と改易大名の関係について

田添郁多

はじめに

今回の報告の第二班のテーマとして『土芥寇讎記』の編者・編纂目的を探ることを目標とする」という事であり、第一回の報告は個別に関心のある分野からのアプローチがなされ、第二回の報告は江戸城の殿席から『土芥寇讎記』及び『諫懲後正』両書の特徴を班全体作業として探った。そのような中で、自身のテーマとして『土芥寇讎記』の成立時期といわれている元禄三年から四年以降に改易された大名に注目し、『土芥寇讎記』のそれらの大名の評価と比較し、それらの処分に対し、『土芥寇讎記』のなかの評価に何らかの傾向性が存在するのかわかることを探っていく。また、この際において、改易の処分への詳細なアプローチが重要だと考えられるので、できるだけ詳細に改易の処分理由、その後の家門の存続などはいかなるものかという事についてみていきたいと思う。

まず注目する大名については元禄三年以降で、かつ、綱吉政権期（1680～1709）に改易された大名たちである。次に、具体的な作業内容は、『土芥寇讎記』から上記した大名の抽出、『徳川実紀』・『寛政重修諸家譜』によって処分理由についてみていく。

○改易・減封された大名たち

まず改易とは何かということについて確認をしておかなければならないと思う。そこで笠谷和比古氏の『近世武家社会の政治構造』

の大名改易論から引用させてもらおうと「幾つかの理由によって、大名の領地を幕府が没収し、当該大名がそれまで保持してきた武家社会内での身分的地位を剥奪し、その大名の「家」を廃絶せしめてしまいか、ないしは、小規模の大名・旗本の形までおとしめて、家名の存続のみを認めるようなものである。「除封」とも「領地召上」とも呼ばれる。」とある。またその改易される幾つかの理由として「三上参次、栗田元次両氏の研究から関が原の戦などの戦争に基づく「軍事的要因」、後継者の欠如によるものとして「族制的要因」、武家諸法度などの幕法への抵触や不行跡による「法律的原因」の3類型が存在し今日においての基本的に承認されている」とあり、これを前提に改易された大名を抽出していく。このほかにまた減封という処分も、改易の類別に比定されるものだと考える。

設定した期間内（1690～1709）の改易・減封された大名の総数は20家であり、また上記の類型による区別によると「族制的原因」によるものが9家、「法律的原因」によるものが13家であり、またこの改易された段階での大名（当主）のなかで『土芥寇讎記』のなかに直接の記述のあるものは11大名である。また家門で考えれば、20家すべての家に記述がある。それらの大名を列挙して見ると、「法律的原因」により、かつ記載のあるものは、松平忠弘、本多正利、松平忠之、本多重益、小笠原長胤、浅野長矩、丹羽氏音、松平忠充の八名、「法律的原因」により、かつ記載のないものは、西郷寿員、伊達村和、井伊直朝の三名、「族制的原因」により、かつ記載のあるものは、遠藤常久、水谷勝美、織田信武、森長武、森長成、の五名「族制的原因」により、かつ記載のないものは小出重興、小出英及、水野勝岑、伊丹勝守の四名である。このように類型分けしたのは、「法律的原因」による改易は、家門という枠組みより、その当時の当主に起因する要素が大きいに考えられることから、『土芥寇讎記』の評価と改易の理由を比較し、何らかの傾向性を見いだしていくときに、改易された理由が「法律的原因」かつ『土芥寇讎記』に直接の記載があるものの比較が一番有効であると考えられる。

もちろん、このことは他の事例を捨象する事を意味しないが、特にこのカテゴリーに類する大名についてみていきたいと思う。

1. 本多飛騨守藤原重益(96)「越前丸岡 50,000石」

まず『土芥寇讎記』における評価についてみると、本文には「重益、文武共ニサノミ不学、仏道ヲ好、僧侶ヲ寵愛ス。行跡淳直ニシテ、誉モナク、誹モナシ。美少人ヲ愛ス難有。且ツ好ム女色ヲモ。」とあり、文武を学ばずして、仏道を好み、男色・女色を好むとあるが、行跡は素直で非難も受けずまた賞賛も受けていないと指摘している。また評には「重益、武モ文モ不学バ、仏道計ヲ被好、片也。是トシ難シ。…此ノ両道ニ疎キヲ名ク闇將ト。」「此將、仏学シナガラ、男色・女色相共ニ好メルハ、何ゾヤ。」「重益ノ学智ハ、仏ノ四智ニモ非ズ。莊老ノ智ニモ非ズ。聖人ノ智ニモ非ズ。サク智成ル故ニ、外ヲ飾リテ、仏智ヲ真似、心ハ色欲ニ溺レ行跡仏者に不相応。如斯ハ、罪甚ダ重シ。爰ヲ以テ評セバ非ズ文ニ、非ズ武ニ、非ズ仏ニ、非ズ莊・老ニ。当世様ノ佞人也。」「然ドモ、一遍ニ悪敷トモ誹ルベカラズ。…誹ルモ誉モナキハ、善之内タルベシ。」とあり、謳歌評説においては文武を学ばないことは闇將といわれるとし、また、仏道を好み、かつ、男色・女色を好むのは矛盾していることから、外間を仏道によって飾っているのであって、本当の仏智ではないと指摘し、そのことを持つて評すれば佞人とするのが当然だが、しかし、本文の「誉モナク、誹モナシ。」ということから「善之内タルベシ。」と評価している。

そこで改易された理由についてみていく。まず『徳川実記』によれば、元禄八年三月二十二日「家人を治るさまよからず。かつ食物を断て非道のふるまいありとて。封地四万三千六百石没入あり。」とあり、また、『寛政重修諸家譜』によると「元禄八年重益常に政事よろしからず家臣罪科ありとて其食を絶せしことなど、非道なる挙動なりとて所領を没収せられ、…」とある。

2. 松平佐渡守源忠充(206)「伊勢長島 10,000万石」

まず『土芥寇讎記』における忠充の評価についてみると、本文には「忠充、才智過ル程也。文武之沙汰ナシ。身上恰合ニ過、家人之仕ヒ様、位高過テ、士卒迷惑ス。内外共ニ、忠充通ル時ハ、家士ドモ頭ヲ地ニ付、手ヲ突、平伏シ主人ヲ不見。若シ少モ頭高ケレバ、稠シク呵ヲ得、或ハ閉門逼塞ス。父良尚ニ似て、女色・美少人兩様ヲ好ミ愛ス。但シ良尚ハ、心悠然トシテ、行跡寛惇ニ、人使ヒヨカリシ。今忠充ハ、行義強ク、人使ヒ不宜カラ。」とあり、忠充は家臣に対しての接し方が居丈高で、氣位が以上に高く、それが家臣に迷惑をかけていることを指摘し、また、父に似て美女・少年を好んでいることも指摘されている。

次に、評の部分についてみると「文武之無学、或ハ人使ヒ悪誦、且ツ美女・少人寵愛之難アル事ハ、前二段々論有ル故ニ、無評。皆悪クト可シ知ル。行義強キモ、過タル故ニ、家人迷惑ス。僅一万石身上ニテ、頭ヲ地ニ付サスル事、分相応也。一二箇国ヲモ領スル人之家人ハ、倒成テ這フベキニヤ。忠充之行義ハ、分限ニ過テ、諸人笑フ之。」「本文之如クンバ、智ニ似タル愚將トスベシ。」とあり、氣位が非常に高いことは、家臣に迷惑をかけ、また、一万石の身の上のものが家臣に頭を地につけさせるのは分相応だとし、さらに、家臣と頭を地につけさせ目を合わせないことは主人(主君)にとっても不利益があるのだと主張し、最後は愚將と判断するのがよいとして締めくくっている。

改易された理由についてみていくと『徳川実記』によると元禄十五年八月二十一日「伊勢国長島城主松平佐渡守忠充失心して家司三人まで腹切らせ。其子をも切てすてたるよし一族等訴るにより。城地没入あり。」また『寛政重修諸家譜』では「元禄十五年八月十五日重役の家臣三人を切腹せしめ、其子四人を死刑に行ひしにより、親族等其故をたづぬるところ、全く狂氣のいたすところなりしかば、其こと言上に及ぶ。二十一日このことによりて城地を収公せらる。」とあるように元禄十五年(1702)重臣三人とその子供ら四人を

殺害し、遺族に訴えられ、重臣らに落ち度はなく、忠充が狂気を発しての凶行であることが判明したために所領を没収された。

またその後の経過について『寛政重修諸家譜』にあたってみると、息子の康顯の条において「元禄十五年八月二十一日父忠充狂気せるにまり、城地を収めらるるといへども、家筋をおぼし召れ、信濃國佐久郡の内をいて五千石をたまひ、寄合に列す。時に十二歳この日弟造酒之丞尚慶（康郷）にも千石の地を充行はる。」とあるように家の存続を認めている。

### 3. 丹羽庄之助源氏音 (166) 【美濃岩村 19, 000石】

同様に『土芥寇讎記』における氏音の評価についてみていく。本文には、「氏音、若年タル故、家民ノ政道、先規ノ如ク家老ドモ執行ス。家民ヲ恵ムニモ非ズ。又貪リモセズ。氏音ハ利発ニ見ル。然レドモ、未ダ善悪ノ差別知レ難シ。」とあり、氏音は幼年（七歳）のために政治は家老が執り行つていて、それはよくもなく、わるくもないとしている。また評の部分についてみると「…本文ニ委細ヲ記セザレバ、評シ難シ。幼君をモリ立ルニハ、善人を勝リ、道有ル者ヲ選ビテ、近臣トシ、仮初ニモ破沙羅ヲ不行ゼ、儒者ヲ召置、文学アル様ニスルガ、忠臣ノ法也。構テ怠ル事ナカレ。」とあり、氏音に関しては幼君で評することはできないとしている。一方で善人であるものゝを近臣として、文学のあるようにするのが忠臣の心得としている。

そこで改易された理由について『徳川実紀』においては「其家人等廿餘人黨をむすび。騒擾せしにてなり。家人等死刑。遠流。追放に處せらるる者多し。」また『寛政重修諸家譜』においては「この年岩村の商賈貪邪の所為ありしに、漸くあらわれしかば、これを糾明せしむるところ、家従等その事に託して私欲をさしはさみ、互に黨をむすびて我意を立んとす。しかるに徒黨のもの凡二十餘人にして、其罪に處すべきの詮議容易ならざるがゆへ、遅々に及ぶのあひだ、すでに上聞に達し、家臣等を按問せられ、十五年六月二十二

日家臣等三十餘人重科に處せらる。この日氏音も家の掟よからざることを咎められ、岩村の城地を収め、所領を削て一萬石となされ筋遠今橋外の居邸を本所に移して閉門せしめらる。」とあり、具体的には分からないが、岩村の商賈貪邪の所為の際に、家臣が私欲を求めて関わつていて、その事の詮議が長引き、その後には幕府の聞こえるところとなり、幕府による詮議がおこなわれ、その際に氏音の家の掟が悪いという理由で減封の処分にあつてゐる。

### ○終わりに（考察と感想）

個別に見た大名や『元禄期の幕政と大名たち』の中の大森映子氏の「改易された大名」を参考にしてみると『土芥寇讎記』の評価と連動する部分が見られる。松平忠充の場合、「人使いよろしからず」と指摘されていることと改易の理由となつた家士に対する処分、この他にも松平忠弘の場合にも「家中騒動」が指摘されおり、また、改易の処分となつた理由も家中騒動による家国の政治不良、本多正利の場合は「女色」のことが指摘され、改易の処分となつた罪なきはしためをころすというなどのように連動が見られる。また、丹羽氏音の場合、若年のために評価自体は少ないが、上記で見たように『土芥寇讎記』のなかで家臣への言及があつたことと、また、処分の理由となつた家臣の不屈きな行いなどは連動している所が見られる。

一方で本多重益の例で見たように『土芥寇讎記』の評価は「誉れもなく、誹りもなく」といわれ改易の理由となる御家騒動に関するような直接的な記述は見られない。もちろん、よく読み込めば重益へ否定的な記述を読み取ることができ、改易に至るような人間性を見出すことはできるが、直接的には改易の理由になる記述の連関は見られない。また浅野長矩と小笠原長胤に關しても同様のことがいえると思う。

また松平忠之に關しては、若年のために本文が少ない事や評がない事、また丹羽氏音や小笠原長胤でみられた本人以外への評価・提

言もないことから判断の対象になりづらいので、この事例に関しては保留したいと思う。

このようにみていると、『土芥寇讎記』と処分の理由の間に若干の連動性を見いだすことができたが、一方で必ずしも連動性が存在するというわけでもない事例も見出すことができた。わたしはこの『土芥寇讎記』と改易された大名の処分の理由と連関はあるのかという問題意識から、改易に利用されたのか、受容層の問題など手がかりになればと考えたが、この問題意識にたどり着く前に多くの前提作業の不可欠ということに気づかされた。そこでその前提作業を捨象し、感想として最後にコメントさせてもらえば、おそらく改易のためには用いられたとかということではなかったと思う。連関が見られる場合にも改易と関係があるというよりも、その大名の特質を正確に捉えたものか、今回の自身の作業の中でも目にかかる事があった訓戒的な要素の影響なのではないかと思う。

【参考文献】

『新訂増補国史大系徳川実記第六編』

『寛政重修諸家譜』

大森映子『元禄期の幕政と大名たち』（日本放送出版会、1999）

「改易された大名」

笠谷和比古『近世武家社会の政治構造』（吉川弘文館、1993）

「大名改易論」

元禄三年以降に除封減封処分を受けた大名

大名名	処分を受けた日付	理由	処分	土芥(番号)	石高	備考	土芥の評価	
							本文	圖説之説、評
遠藤常久	元禄05・05・09	無嗣	除封	○ 137	24000	数馬胤親に10000石を与え遠藤家をつがせる	未	未
松平忠弘	元禄05・07・21	家国の政治不良	除封	○ 33	150000	孫の忠雅100000石を賜る	悪(闇将)	悪(愚闇の将)
本多正利	元禄06・06・13	皆の言行不良、罪なき婢を殺す	除封	○ 70	10000		悪(不仁の至り)	悪(闇将)
松平忠之	元禄06・11・26	失心しあらぬふるまいをする	減封	○ 64	80000	弟信通が30000石を賜り家を継ぐ	良(公約を立派に勤める)	未
西郷寿貞	元禄06・12・09	奉職のさまよからぬ	減封	× (208:父)		5000石没収		
水谷勝美(勝賢)	元禄06・12・21	無嗣	除封	○ 95	50000	弟勝時が30000石を賜り家を継ぐ	悪(悪名に高い父に似る)	悪(文盲不学・忿あり)
織田信武	元禄08・02・05	生駒というものを大辟に廻し、自殺	減封	○ 125	28000	長子信休が20000石を賜り家を継ぐ	普(悪事無し)	良(普の将)
本多重益	元禄08・03・22	人を治めるさまよからず、非道のふるまい	除封	○ 96	43600	2000石を賜る	普(行跡淳直にして警れもなく非もなく)	普(善のうち)
森長武	元禄09・07・26	養子の長基が病弱のため	除封	○ 163	20000	宗家津山藩に還付	未(悪義はないが武強の性で豪傑無し)	未
小出重興	元禄09・08・12	無嗣	除封	× (213:父)	10000			
小出英及	元禄09・10・23	無嗣	除封	× (98:祖父)	50000			
森長成	元禄10・08・02	無嗣	除封	○ 29	186500	祖父長継が20000石を封される	悪(義理関く、信なき)	悪(愚闇の盲将)
水野勝岑	元禄11・05・30	無嗣	除封	× (46:父)	100000	一族の勝直が10000石を賜り家を継ぐ		
小笠原長胤	元禄11・07・29	行い悪しく、家政不良	除封	○ 27	80000	弟長円が40000石を賜り家を継ぐ	普(父の政道を遵守)	未(不戴ば無評)
伊丹勝守	元禄11・09・15	自殺	除封	× (194:父)	10000			
伊達村和	元禄12・10・18	争論	除封	× (10:弟)	30000	宗家仙台藩に還付		
淺野長矩	元禄14・03・14	刀傷沙汰	除封	○ 72	50000		未(政道は家老任せ)	未(無評)
丹羽氏音	元禄15・06・22	家人等騒擾	減封	○ 166	19000	越後国頸城郡の内に10000石賜る	未(若年)	未
松平忠充	元禄15・08・21	失心し、家士三人切腹させ、子も切捨てたる	除封	○ 206	10000	長子康頼に50000石、二子康郷に10000石賜る	悪(人使いよろしからず)	悪(智に似たる愚将)
井伊直朝	宝永02・12・03	失心	除封	× (114:父)	35000	養子直矩が20000石を賜り家を継ぐ		